

田辺市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、「田辺市が行う契約からの暴力団排除に関する合意書」（以下「合意書」という。）に基づき、市が発注する物件の製造請負又は買入れに係る調達契約、役務の提供等に係る調達契約及び公有財産の売払いに係る契約（以下「調達契約等」という。）から暴力団を排除する措置について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 入札参加資格者 契約課が所管する入札参加者等登録名簿に登録された一般競争入札及び指名競争入札の参加資格を有する者をいう。
- (2) 入札参加者 財政課が行う公有財産の売払いに係る入札の参加を申し出た者をいう。
- (3) 排除措置 合意書に規定する排除措置に基づき行う入札参加資格を与えない措置又は合意書に規定する排除措置及び合意書5の警察への被害届の提出を怠ったと認められたことに基づき行う競争入札への参加資格を有する者に対する指名停止措置若しくは競争入札による契約若しくは入札参加資格者との随意契約において契約の相手方としない措置をいう。
- (4) 排除措置業者 排除措置を受けている入札参加資格者をいう。

(報告)

第3条 課等の長は、入札参加資格者が、排除措置対象法人等に該当すると疑うに足る事実を把握したときは、様式1により、契約課長に報告するものとする。

(照会)

第4条 契約課長が競争入札参加資格審査（更新、役員等の変更を含む。）の申請を受け付けたとき、又は財政課長が公有財産の売払いに係る入札の参加申出を受け付けたときは、合意書3(1)に基づき、法人等及びその役員等について、田辺警察署長に対し照会するものとする。

- 2 前条の規定により報告を受けた契約課長は、合意書3(1)に基づき、当該報告に関する事項について、田辺警察署長に対し照会するものとする。

(排除措置)

第5条 市長は、合意書4(1)に基づき、田辺警察署長から排除措置の要請があったときは、入札参加資格を与えない排除措置又は別表左欄に掲げる措置要件に応じ、同表右欄に掲げる期間排除措置を行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定により、排除措置を行ったときは、様式2により、遅滞なく当該排除措置業者に対して通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により、競争入札の参加資格を有する者に対して、排除措置を行ったときは、当該排除措置業者の商号又は名称、所在地、排除措置の期間及び理由を公表するものとする。
- 4 契約課長は、第1項の規定により、市長が排除措置を行ったときは、様式3により、遅滞なく課等の長に対して通知するものとする。
- 5 前項の規定による通知を受けた課等の長は、その内容を部下に周知するものとする。

(一般競争入札からの排除)

第6条 契約担当者は、一般競争入札において、排除措置業者の入札参加を認めないものとする。

- 2 契約担当者は、落札者が調達契約の締結までの間に排除措置を受けたときは、当該排除措置業者と調達契約を締結しないことができる。
- 3 契約担当者は、前項の規定により調達契約を締結しないときは、その旨を当該排除措置業者に通知するものとする。

(指名競争入札からの排除)

第7条 契約担当者は、指名競争入札において、排除措置業者を指名しないものとする。

2 契約担当者は、指名を受けた者が開札日までの間に排除措置を受けたときは、当該指名を取り消すものとする。

3 契約担当者は、落札者が調達契約の締結までの間に排除措置を受けたときは、当該排除措置業者と調達契約を締結しないことができる。

4 契約担当者は、第2項の規定により指名を取り消すとき、又は前項の規定により調達契約を締結しないときは、その旨を当該排除措置業者に通知するものとする。

(随意契約からの排除)

第8条 契約担当者は、排除措置業者を随意契約の相手方としないものとする。ただし、やむを得ない事由があると認めた場合は、この限りでない。

(契約の解除)

第9条 契約担当者は、調達契約の相手方が排除措置を受けた場合に当該契約の解除ができるよう措置を講ずるものとする。ただし、合意書5の警察への被害届の提出を怠ったと認められたことに基づき行う排除措置についてはこの限りでない。

(排除措置の解除等)

第10条 市長は、排除措置業者から様式4による排除措置解除の申し出があったときは、田辺警察署長に対し改善の状況を確認するものとする。

2 市長は、前項の規定により、改善が認められるときは、当該排除措置を解除するものとする。

なお、改善が認められないときは、当該排除措置を継続するものとする。

3 市長は、前項の規定により、排除措置の解除又は継続を行うときは、当該排除措置業者に対して、様式5により通知するものとする。

4 契約課長は、第2項の規定により、市長が排除措置の解除を行うときは、課等の長に対して、様式6により通知するものとする。

5 前項の規定による通知を受けた課等の長は、その内容を部下へ周知するものとする。

(警察署長との連携)

第11条 市長は、本要領の運用に当たっては、田辺警察署長との密接な連携のもと行うものとする。

附 則

この要領は、平成20年5月8日から施行する。

別表

措 置 要 件	期 間
<p>次の1から7のいずれかに該当するもので契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	
<p>1 法人等の役員等に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がいると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から12か月 ただし、当該排除措置期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで（以下、措置要件6の期間まで同じ。）</p>
<p>2 暴力団員等がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から12か月</p>
<p>3 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から6か月</p>
<p>4 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から6か月</p>
<p>5 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から6か月</p>
<p>6 法人等の役員等又は使用人が、1から5までのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から6か月</p>
<p>7 法人等が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を怠ったと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から3か月</p>